

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第10報）

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び貴施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

今般、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を改定しました。これを受け、本県では、令和3年1月8日から緊急事態宣言が解除される日まで、県民、事業者の皆様へ、特措法第24条第9項の規定に基づく協力を要請しました。

つきましては、別添1の協力要請について、従事者、利用者及びその家族等に周知いただくとともに、特に、高齢者の利用する福祉施設におきましては、「医療機関、高齢者施設等における留意事項」により、引き続き、対策の徹底をお願いします。

なお、障害福祉施設、保護施設及び無料低額宿泊所においても、高齢者福祉施設に求める感染防止策を参考に、対策を継続いただくようお願いします。

記

○協力要請の具体的内容（主なもの）

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること。
- ・症状がなくても、患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること。
- ・手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは、定期的に消毒すること。
- ・食堂や詰め所で飲食する場合、他の従事者と一定の距離を保つこと。
- ・日々の体調を把握して、少しでも調子が悪ければ自宅待機すること。
- ・面会者からの感染を防ぐため、面会は、地域における発生状況等も踏まえ、緊急の場合を除き制限するなどの対応を検討すること。
- ・患者又は利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービス等の一時利用を中止又は制限する、入院患者又は利用者の外出、外泊を制限するなどの対応を検討すること。
- ・入院患者又は利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

【添付書類】

別添1：岡山県における新型コロナウイルス感染症拡大予防のための協力要請（特措法24条9項）

別添2：厚生労働省リーフレット（三密回避、5つの場面、新しい生活様式実践例）

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部福祉施設クラスター対策班	TEL:086-226-7802
岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室	TEL:086-226-7917
障害福祉課障害福祉サービス班	TEL:086-226-7345
長寿社会課介護保険推進班	TEL:086-226-7324